

第7号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額及び前事業年度の事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。	
3 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4 「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合にあっては、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5 「代表者自署押印」及び「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者及び経理の責任者（外国法人にあっては、この法律の施行地にある資産若しくは事業の管理又は経営の責任者及び経理の責任者）が自署し、押印してください。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が主たる事務所等以外の事務所等所在地の都道府県知事に提出する申告書については、記名押印で差し支えありません。
6 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
7 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「前期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。	
8 「予定申告税額②」及び「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
9 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
10 「円 $\frac{⑥}{12}$ ⑥」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。 (2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) 東京都の特別区のみにも事務所等又は寮等を有する法人 主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額	特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合にあっては、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	(ハ) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県の均等割額	
11「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」 (⑧から⑩までの欄)	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ⑩の欄は、⑧の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人の⑩の欄は、⑨の欄の金額に⑧の欄のかっこ外の数値に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
12「所得割額⑬」、「付加価値割額⑭」、「資本割額⑮」、「収入割額⑯」及び「この申告により納付すべき事業税額⑰」	(1) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）であった法人が、この申告の期間の末日において該当しなくなった場合には、⑬又は⑮の各欄には金額を記載せず、⑰の欄の金額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑬の欄に記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
13「前事業年度の事業税額の明細」 (⑱から㉔までの欄)	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、当該期間の分割基準によって算出した第10号様式の当該都道府県分を記載します。	(2)の場合においては、第10号様式を添付してください。
14「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉕」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と㉔の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	